

第14回 特定複合観光施設区域整備推進会議 議事録

一 会議の日時及び場所

日時：平成30年12月4日（火）11:00～11:20

場所：官邸2階小ホール

二 出席した委員の氏名

熊谷亮丸委員、櫻井敬子議長代理、篠原文也委員、武内紀子委員、丸田健太郎委員、美原融委員、渡邊雅之委員

三 議事

1. 開会
2. 取りまとめ（案）について
3. 挨拶
4. 閉会

○櫻井議長代理 それでは、定刻になりましたので、只今から、第14回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日、山内議長は所用により御欠席されるとの御連絡をいただいております。IR推進本部令第3条第3項におきまして、「議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされております。議長より、私が職務を代理するよう申しついておりますので、本日は私が議長代理を務めさせていただきます。恐縮ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、取りまとめ案について、推進会議としての取りまとめを決定したいと思います。また、取りまとめを決定した後に、各委員から1分程度御発言をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

これまでの経緯でございますけれども、第12回及び第13回会議におきまして、全体として、公益性を確保できることを前提とした上で、都道府県等や民間事業者の創意工夫をいかせるよう、要件をあまり細かく設け過ぎるべきではないという御意見をいただいております。

第13回会議におきまして、取りまとめ案の調整について議長一任となり、その後、議長から事務局に対して、再度検討するように御指示があり、修正を行い、議長の御了解を得られたものが資料1になります。

こちらについて、御発言のある委員はいらっしゃいますでしょうか。御発言がある場合は、挙手をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、御発言もないようですので、資料1を推進会議の取りまとめとして決定させていただきますと思います。

それでは、最後に各委員から一言ずつ御発言をいただければと存じます。熊谷委員から順に御発言をお願いいたします。

○熊谷委員 どうもありがとうございます。手前みそですが、非常に良い提案を取りまとめることができましたと思います。

私から申し上げたいのは、過去に何度か申し上げている点ですけれども、IR政策に関して最も重要な点は、事業性と安心・安全のバランスをとることです。

安心・安全という面では、刑法の賭博罪の違法性を阻却する以上は、ある程度の強い縛りをつけることはやむを得ないと思います。そこで、安倍総理から、世界最高水準の規制という御言葉をいただいて、我々は法律や政令の骨格をつくるに当たり、一定の縛りをつける議論をここまで行ってきたわけでございます。

ただ、そもそも事業性と安心・安全というのは、本質的なところでトレードオフの関係にあります。恐らく来年の夏頃に策定されるであろう国土交通大臣の基本方針が極め

て重要だと私は考えていて、そこでは民間事業者の事業性の確保、バンカビリティの確保、そういう点に十分配慮する必要がある。民間事業者の意見を非常にきめ細かく吸い上げることによって、最終的には事業性の確保と安心・安全の適正なバランスを実現するということが最も重要な点ではないかと思えます。

言葉を換えれば、これから制度を動かしていく過程に入っていくわけですから、その中で一定の柔軟性を持たせることが肝要です。角を矯めて牛を殺すことにならないように、その部分でバランスに配慮していただきたいというのが私から申し上げたい点でございます。ありがとうございます。

○櫻井議長代理 ありがとうございます。

次に篠原委員、よろしく申し上げます。

○篠原委員 それなりの取りまとめができたと思っております。

是非今後、国会、各党に、丁寧に説明をしていただきたい。法律は成立しましたけれども、細部の多くは政令や規則で決めるということで、各党はすごく注目をしています。実際にここがかなり肝になっています。委員会の場で議論することはないのかもしれませんが、個別にやるにしても、是非それ位の力を入れてきちんと御理解をいただく努力をしていただきたい。それが1点です。

もう1つは、IRとは関係しませんけれども、洋上カジノの解禁の問題です。御承知のように、外国籍の船は洋上ではカジノができるようになってはいますが、日本籍の船は解禁されていない。いわゆるお遊びカジノ的なものはあるようではございますけれども、本格的なカジノはありません。洋上カジノについても外国船籍、日本船籍を別に区別する必要もないと思うのです。

オーストラリアは、領海の中でもカジノをやらせているようです。領海の中までやらせるかどうかというのはまた色々問題があるかもしれませんが、公海上で日本籍のクルーズ船はカジノはだめという縛りは少なくともいかなものかなと思っています。

データを見ると、最近、クルーズ客が少し減っていると聞いています。原因は色々あると思いますが、遊ぶ施設が少ない、カジノで遊べるようにして欲しいというような声もかなりクルーズ客から出ているようなので、IRとは直接関係ありませんけれども、その辺も今後の課題ではないかと思えます。

以上です。

○櫻井議長代理 ありがとうございます。

次に武内委員、お願いいたします。

○武内委員 ありがとうございます。

本当に色々考えるところが多い中での取りまとめになったかと思えます。

MICEの状況を考えますと、日本全国のそれぞれのエリアの特色と申しますか、色々難しい問題を抱えていらっしゃる場所もあります。そういった意味では色々な形での創意工夫ができるようにという、ある程度の幅を持たせた取りまとめが決定されたところ

です。今後の基本方針の内容もありますけれども、各地においては、幅を持たせたところをうまく活用してもらって、是非工夫して検討していただけたらと本当に思っています。

あわせて、カジノについては安心・安全の問題等が課題になりますが、カジノの収益がMICE等の必要なところにうまく循環するような形になればと思います。この後がまだまだ長い話になるかと思いますが、本取りまとめを基に是非良い企画を各地で検討していただけたらとっております。

○櫻井議長代理 ありがとうございます。

次に丸田委員、お願いいたします。

○丸田委員 ありがとうございます。

この取りまとめは非常によくできているとっておりますし、特に今回、数値等は入っておりませんが、中核施設の大まかな要件が示されたということで、整備法ができてからの大きな第一歩であり、これから民間事業者や都道府県等も含めて、本取りまとめをベースにマーケットでしっかりとした検討が本格的にされる非常に大きな前進であると思います。

一方で、今回の中核施設要件も含めて、今後の基本方針、カジノ管理委員会規則、その他の政省令等において、これから先に決まってくるものというのは、事業性という意味ではセンシティブな項目が非常に多く、整備法よりもより実質的に大きな影響がある項目が増えてくると思います。ここについては、実際に事業として実現できないような基準をつくっても本末転倒になってしまいますので、皆様からご意見が出ておりますように、しっかりマーケットの声を聞いていただいて、ステークホルダーとの適切なコミュニケーションの上で、ある程度柔軟性を持ったものにしていただきたいと思います。施設が実際にできるのはかなり先です。それまでにテクノロジーの進化等も含めて色々時代が変わっているということもあるかと思っておりますので、そこについては是非柔軟に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○櫻井議長代理 ありがとうございます。

それでは、美原委員、お願いいたします。

○美原委員 政令の基本的な考え方としては、こういうアプローチで結構だと思います。

もともと政令というのはレトリックではありませんから、当然簡潔化されるだろうということと共に、やはり何らかの数量的な条件が設定されるのではないかと考えています。それが本来の正しい政令のあり方でしょう。

ただ、一点、今後とも留意していただきたいのは、この取りまとめに係る政令だけでは実務的には多分機能しません。実質的には区域認定は国土交通大臣の定める基本方針に基づいて行うこととなりますから、民間提案における区域に係る中核施設の要件の実践の在り方をどのように評価するのかという点が極めて重要になってきます。場合によ

ってはプラスに評価されるでしょうし、逆に最低要件を満たしていてもマイナスの評価をされるということもあり得るわけです。それは、施設要件のみならず、施設をどう利用するかというクオリティという観点を極めて重視しているからです。

今後、基本方針の中でこの政令の考え方がどのように運用されていくのか、あるいは基本方針の中でどのように区域が選定されるのかということに関して都道府県等の方々は極めて関心が強い。ということは、政令と基本方針というのは実質的に、かつ内容的には密接にリンクしているということなのでしょうね。

そういった意味では、基本方針の中でどのような展開をしていくのかを踏まえた上で、今後とも慎重かつ継続的な御検討をお願いしたいと思います。政令のみではなく、これは確実に基本方針につながっていくものであるということから、その中において、さまざまな委員の皆様がおっしゃられたように、柔軟性をどう確保するのか、事業性をどういうふうに担保するのか。あるいはバランスのとれた評価をどう実践するかなど、利害関係者が納得するような基本方針の策定に向けて、今後とも継続的な検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○櫻井議長代理 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

私も委員の皆様方と全く同じ意見でございますので、屋上屋を架すような話になりますけれども、今回の取りまとめは非常に良くできていると思います。

大きな意見の相違もあまりなかったと思いますし、公益性確保ということ全体を通して実現した上で、柔軟性も一定程度確保されたということも評価できるのではないかと考えております。

皆様も仰っていた通り、政令の中で今後数値が決まっていくと思いますけれども、それと共にIRという観点では、今後皆さんが気にするのはやはり基本方針ということだと思います。

カジノ管理委員会規則というのはもう少し先の話だと思いますけれども、その中でも民間事業者や都道府県等の御意見も聞いていただいて、経済性、パンカブルというところを考えていただきたいということはもちろんですけれども、色々なステークホルダーの皆さんの中には、過剰反応しているところもあるなと思いますので、そういった御意見を聞くと共に、我々推進会議の委員も含めてだと思っておりますけれども、事務局の皆さんもそういった過剰反応、それから誤解を解いていくようにお話を進めていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○櫻井議長代理 ありがとうございます。

次に、委員として私からも発言をさせていただきます。今後、この取りまとめを受けて、政令、あるいは省令とか規則、告示、通達等の下位規範をこれからつくっていかれ

ることになります。老婆心で申し上げると、法律と政令の関係という分野については司法審査が結構厳しいという特徴があります。

平成になってからも、例えば地方自治法とその施行令の関係、児童扶養手当法とその施行令の関係、近年ですと、旧薬事法と、省令なのですが、施行規則の関係、いずれも最高裁で法律違反とされています。

そういう意味では、この取りまとめの考え方を踏まえるのだけれども、しかしながら、委任命令であれば法の委任の趣旨を逸脱しないようにつくりたいといけない。これは裁判所から見ると、文面審査ができるものですから、かなり確信を持って、文面的に見てこれを逸脱しているのではないか、あるいは違うことを考えて入れ込んでいるのではないかということが比較的判断しやすく、ある種使命感を持ってやっておられるのかなと思います。そういう分野なので、そこは第三者的にといいますか、外部から見てちゃんと文面が合っているかどうかということをよく精査していただかないと、後になってひっくり返るといっても困りますので、その点だけ御留意いただければよろしいのではないかと考えております。実質的には特段問題ないと思いますけれども、あまり考え過ぎて、考えたことを入れ込み過ぎると、問題が出てくる可能性があるということかと思えます。

以上でございます。

それでは、一通り御意見をいただきましたので、山内議長から御挨拶を預かっておりますので、代読をさせていただきます。

<山内議長御挨拶>

本推進会議では、先月5日から本日まで3回にわたり、「主な政令事項に係る基本的な考え方」について、委員間において議論を重ねてきました。

今回議論を行った政令事項は、IRの中核施設の具体的な要件やゲーミング区域の床面積の上限等、いずれもIR制度やカジノ規制に係る重要事項であり、委員の各分野における専門的な知見を最大限に活用していただいたことで、本日基本的な考え方を「取りまとめ」として決定することができたと考えています。議長として御礼申し上げます。

政府においては、引き続き、国民への丁寧な説明を通じ、国民の理解を得つつ、本推進会議における取りまとめを基に、具体的な政令案の作成を進めていただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

それでは、最後に、IR推進本部の本部長補佐である杉田副長官から一言お願いいたします。

○杉田内閣官房副長官 本日は、IR整備法の主な政令事項に係る基本的な考え方についておまとめをいただきまして、山内議長をはじめ、委員の皆様から心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今回取りまとめていただいた内容は、いずれもIR制度やカジノ規制に係る重要事項でありまして、中核施設の要件について、「IRとして達成すべき公益性」と「民間の活力と地域の創意工夫」のバランスに留意したものになったと思っております。

また、その他の厳格なカジノ規制のために必要となる事項についても、国会における議論や附帯決議等も踏まえ、大局的見地から御議論を行っていただきまして、非常によい取りまとめをしていただいたと思っております。

先ほども議長代理からも御指摘がございましたけれども、今後政府において、この基本的な考え方を基にして、具体的な政令案の検討を進めまして、来年4月26日までに政令を定めることにいたします。

引き続き、IR事業の効果を最大化するべく、政府として全力を尽くしてまいりたいと思えます。

先ほど申し上げました通り、皆様の真摯、率直なお考えというものをここで御発言していただきまして、こうして取りまとめをしていただきました。そういう集大成というものが今回の取りまとめであるということで、改めまして心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○櫻井議長代理 ありがとうございました。

本日の会議の内容につきましては、会議終了後、記者に対してブリーフィングを行いたいと思いますが、本日、私の都合がつかないことから、事務局から行うこととさせていただきます。

また、会議終了後、私からIR推進本部副本部長である石井国務大臣に対し、本取りまとめについて御報告したいと考えております。

それでは、以上で、第14回「特定複合観光施設区域整備推進会議」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。